

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費(指定難病)の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島県は、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費(指定難病)の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

徳島県知事

## 公表日

令和8年3月23日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費(指定難病)の支給に関する事務
②事務の概要	<p>○難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、特定医療費(指定難病)の支給等に関する事務を行っている。</p> <p>○特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定医療費の支給に関する事務</li> <li>・支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</li> <li>・医療受給者証に関する事務</li> <li>・支給認定の変更に関する事務</li> <li>・支給認定の取消しに関する事務</li> <li>・資料の提供等の求めに関する事務</li> <li>・申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</li> </ul> <p>&lt;Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報連携のため、本県は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。</li> <li>・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。</li> <li>・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。</li> </ul>
③システムの名称	医療費公費助成制度事務処理システム、統合宛名管理システム、中間サーバ、Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
特定医療費(指定難病)の支給に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表 131の項、<b>第19条6号</b></p> <p>○ 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第71条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>○ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報照会の根拠 158の項</li> <li>・ 情報提供の根拠 18、42、77、80、113、125、144、161の項</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部健康寿命推進課
②所属長の役職名	健康寿命推進課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	徳島県生活環境部県民ふれあい課情報公開個人情報担当 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 電話 088-621-2024
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	徳島県保健福祉部健康寿命推進課がん・疾病対策担当 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 電話 088-621-2999
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [      ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	紙で提供されたマイナンバーをシステムに入力する担当者は特定されており、複数人で入力の誤りがな いか確認をしている。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検      [    ] 内部監査      [    ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている      ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策      [    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業員に対する教育・啓発      ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である      ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	繁忙期にのみマイナンバーが記載された書類又はデータを取り扱う業務に従事する者について、就業前に教育を行うと共に、業務期間中の確認、指導を行っている。

